

## 弥彦村変動型最低制限価格制度試行の事務要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、弥彦村財務規則第162条に規定する最低制限価格に「変動型最低制限価格」を設ける場合について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 変動型最低制限価格を設定する工事は、予定価格が130万円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、村長が変動型最低制限価格を設定することが必要でないと認めた場合は、変動型最低制限価格を設定しない。

### (下限価格の設定)

第3条 下限価格は、対象工事ごとに設定し、下限価格未満の額の入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、無効とする。

2 下限価格の設定は、予定価格(税抜き)に100分の88を乗じて得た額とする。

### (変動型最低制限価格の設定)

第4条 変動型最低制限価格は、次に定める方法により算出するものとする。

(1) 下限価格以上予定価格以下の有効な入札のうち、最高入札金額を除く入札金額の合計額を、その合計額に係る入札数で除して、平均入札価格(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を求める。ただし、有効な入札が、最高入札金額のみである場合は、その額を平均入札価格とする。

(2) 下限価格に平均入札価格を加えた合計額に2分の1を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を変動型最低制限価格とする。

### (予定価格書への記載)

第5条 下限価格を算定したときは、予定価格書に当該下限価格を記載するものとする。

### (変動型最低制限価格の周知)

第6条 変動型最低制限価格を設定するときは、当該一般競争入札の公告に変動型最低制限価格を設定する旨を記載し、周知するものとする。

### (その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、弥彦村財務規則及び関係法令に定めるところによるものとし、これらに定めのない事項は、別に定める。

附 則 この要領は、令和5年8月2日から施行し、同日以降に公告を行う入札から適用する。